

仙台空港アクセス鉄道整備事業	<p>1 全般的事項</p> <p>(1) 宮城県環境影響評価技術指針に基づき検討した結果、公害の防止及び自然環境の保全の見地からは概ね妥当であると思料されるが、工事中においては、当該事業の施工が長区間にわたることから、動物の行動域を一時的に分断することによる影響を最小限化すること等に対して十分配慮すること。また、事後調査において、各環境項目についての調査を適切に実施すると共に、日照障害等にも十分配慮すること。</p> <p>(2) 計画ルート沿線で予定されている他の開発事業の環境影響評価に係る情報について、相互に交換し、環境保全対策に万全を期すよう努めること。</p> <p>2 公害の防止に係るもの</p> <p>(1) 工事中において、トンネル及び開削で施工が計画されている区間における地下水位などの把握に努め、当該環境影響評価で予期しなかった影響が確認された場合には、必要な対策が適切に行われるよう監視等の体制の整備を図ること。</p> <p>(2) 最新の防音対策技術の採用により騒音対策が講じられるとしているが、供用後における騒音の状況については、十分にその把握に努め、その結果をすみやかに報告すること。</p> <p>3 自然環境の保全に係るもの</p> <p>(1) 貴重植物種の移植に当たっては、移植場所や移植時期等に十分配慮すること。また、事後調査により、移植した個体の健全な生育が妨げられていること等が確認された場合は、すみやかに必要な対策を講じること。</p> <p>(2) 高架区間における架線については、事後調査の結果等も踏まえて、鳥類の衝突防止のための対策を検討すること。</p> <p>(3) 運行車両や構築物の出現による景観への影響や風景との調和に十分配慮すること。</p>
----------------	---